

個人情報取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

ヤマカタヤカード特約

第1条(適用)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社山形屋(以下「山形屋」という)と提携して発行するヤマカタヤカード(以下「本カード」という)の申込者(以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という)については、「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項」(「提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用)に関する同意条項」を含む)に加え、本特約が適用されます。

第2条(個人情報の共同利用)

山形屋は、以下に記載の山形屋グループ各社(以下「山形屋グループ各社」という)と、以下の個人情報を用いる以下の利用目的で共同して利用します。なお、個人情報の管理については山形屋が責任を負います。

[共同利用する個人情報]

- 本カード申込書に会員が記載した会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況
- 山形屋グループ各社における本カード利用に関する契約日、商品名、契約額、支払回数

[利用目的]

- 山形屋グループ各社の提供する本カードの機能・サービス及びその他山形屋グループ各社の事業に関する、サービス提供、宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、関連するアフターサービス
- 山形屋グループ各社の提供する本カードの機能・サービス及びその他山形屋グループ各社の事業に関する、市場調査、商品開発

[共同利用する山形屋グループ各社]

株式会社宮崎山形屋
株式会社川内山形屋
株式会社日南山形屋
株式会社国分山形屋
株式会社山形屋ストア

第3条(問い合わせ窓口)

山形屋が保有する会員の個人情報に関するお問合せや、開示・訂正・削除の申出、その他ご意見の申出に関しましては、下記の窓口までお願いします。

株式会社山形屋 顧客サービス課
〒892-8601 鹿児島市金生町3番1号
電話番号 099-227-6006

第4条(特約の変更)

本特約は当社及び山形屋所定の手続きにより変更する場合があります。

ヤマカタヤカード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社山形屋(以下「山形屋」という)と提携して発行するクレジットカードをヤマカタヤカード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

お客様が、本特約及びセゾンカード規約を承認し、山形屋と当社(以下、あわせて「両社」という)に本カードのご利用のお申込をされ、両社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。

第3条(弁済金等の支払方法等)

(1)セゾンカード規約第7条(弁済金等の支払方法等)(2)の会員にご利用の都度ご指定いただくお支払方法に分割払いを追加します。また、下記の事項を追加します。

記

⑥分割払い—商品購入代金締切後の各お支払日に、当該商品の現金価格に下表により算出した分割払手数料を加算した金額を当該商品購入時に指定した支払回数で割った金額をお支払いいただく方法です。但し、各お支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。なお、支払回数、支払期間、実質年率、手数料は下表の通りとなります。

(例)現金価格	50,000円、10回払いの時
●分割払手数料	$50,000円 \times (5.0円 / 100円) = 2,500円$
●支払総額	$50,000円 + 2,500円 = 52,500円$
●各支払日の分割支払金	$52,500円 \div 10回 = 5,250円$

支払回数(回)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
支払期間(ヶ月)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
実質年率(%)	9.0	9.6	10.0	10.3	10.5	10.6	10.7	10.8	10.9	10.9
現金価格100円当たりの手数料の額(円)	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0	5.5	6.0

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
11.0	11.0	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2
6.5	7.0	7.5	8.0	8.5	9.0	9.5	10.0	10.5	11.0	11.5	12.0

25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.1	11.1	11.1
12.5	13.0	13.5	14.0	14.5	15.0	15.5	16.0	16.5	17.0	17.5	18.0

(2)セゾンカード規約第7条(4)の「分割支払金」に(1)で算出した各回のお支払い金額を含めます。

(3)セゾンカード規約第7条(3)①支払方法の変更(分割払い)を利用した場合は、(1)の表が適用されます。

(4)分割払いについては、セゾンカード規約第7条(3)④の支払方法の自動変更サービスは適用されません。

第4条(早期完済の場合の特約)

分割払いの場合に、本会員が当初の契約のとおりにお支払いされかつ約定支払期間の途中で残債務を一括してお支払いいただいた場合、本会員は78分法又はこれに準じる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社の定めた割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。

第5条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え、本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第6条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。